

# 東村山市立萩山小学校 学校いじめ防止基本方針

令和8年4月1日

## 1、基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の心に永く深い傷を残すものである。

いじめはどの学校にも、どの学級にも起こり得るという認識の下、子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出を基盤とし、学び合いのある授業を中核に人権意識・自己肯定感・自尊感情の育成を図る。万一いじめを把握した場合には、「いじめ総合対策【第3次】令和7年6月 東京都教育委員会」に則り、総力をあげて速やかに解決する。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならない。

### 「いじめ」の定義

「東村山市いじめ防止等のための基本的な方針」において、「いじめ」とは、児童に対して一定の人間関係にある他の児童が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、児童が心身の苦痛を感じるものをいう。

いじめの早期発見・早期対応を基本とした以下のような取組を講じていく。

### (1) いじめを生まない、許さない学校づくり

<いじめについて、児童の理解を深める>

教職員が「生徒指導提要」（文部科学省 令和4年12月）等の内容を理解し、特別の教科 道徳はもとより、各教科、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動や縦割り班活動、「いのちとこころの集会」等学校生活のあらゆる機会を通して、人権意識や規範意識を身に付けさせたり、自己肯定感や自尊感情を高めたりする指導を行う。

### (2) 児童をいじめから守り通し、いじめの解決に向けた行動を促す

<いじめられた児童を守る>

いじめが起こりにくい学校・学級にするためには、教職員と子供との信頼関係に支えられた温かい環境の中で、「学び合いのある授業」を中核として、子供たちに人権意識や規範意識を身に付けさせるとともに、いじめられた児童からの情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられた児童が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめられた児童を組織的に守り通す取組を徹底する。

<児童の取組を支える>

豊かな人間関係の中で、自己肯定感や自尊感情を育む指導を重視する。あわせて、いじめを認知しながらも「伝えたら自分が被害を受けるのではないか」という不安を抱く児童の存在を学校として認識する。その上で、周囲の児童が安心して声を上げることができる環境づくりを進め、児童による主体的ないじめ防止の取組を支援する。また、教員等に勇気をもって伝えた児童については、学校の責任において確実に保護し、その安全と安心を守り通す。

### (3) 教員の指導力の向上と組織的対応

<学校一丸となって取り組む>

職員会議や生活指導全体会、各種研修会を通して教員のいじめ問題への鋭敏な感覚と的確な指導力を高め、いじめに適切に対応できるようにする。また、教員個人による対応に頼るだけでなく、学校全体による組織的な対応を行う。また、「法令上のいじめ」と「社会通念上のいじめ」の定義について関係者全員で共通理解を図り、解決に向けた対応を行う。さらに、被害または加害児童の保護者と面談を行う際は、保護者の事案に対する不安を払拭できるよう、複数の教員が多角的視点から聞き取った内容を精査しいじめの事実や対応経過等を適切に伝え、組織的に解決に向けて見通しをもった対応方針を提案する。

<地域全体で取り組む>

いじめが複雑化・多様化する中、学校がいじめ問題を迅速かつ的確に解決できるようにするため、保護者や地域・関係機関と連携し、地域全体でいじめ問題解決に向けて取り組む。

## 2、いじめ防止に関する学校の組織体制等

### (1) 「学校いじめ対策委員会」の構成

校長、副校長、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー  
特別支援教育コーディネーター、(該当学年担任)

### (2) 「学校いじめ対策委員会」の校内組織等の位置付け等

「いじめ防止・不登校対策委員会」として組織に位置付ける。

### (3) 「学校いじめ対策委員会」の主な取組内容【実施予定時期等も記載する。】

- ・校内研修の実施(年間12回、各職員会議時等)
- ・「いじめ実態調査」の実施・分析・活用(6月、11月、2月)(5年間保管)
- ・「いじめ発見のチェックシート」を用いた定期的な観察
- ・学校だより、学年だよりや保護者会での啓発
- ・いじめを受けた児童、保護者に対するケア、加害児童、保護者の子供に対する指導

## 3、4つの段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

- ・東村山市が推進する「いのちと心の教育」の年間を通じた取組(道徳教育、人権教育の充実)
- ・道徳授業地区公開講座において「いじめに関する授業」の実施
- ・本校教育のキーワードは「ぎ・や・ま(ま:真心)の具現化
- ・学び合いのある授業、異年齢集団による活動、体験的活動等を通し、人権意識や自尊感情、自己肯定感を高める取組
- ・萩山小生活スタンダードの策定を通じた基本的生活習慣、授業規律の共有

- ・「学校いじめ対策委員会」の設置
- ・「学校いじめ防止基本方針」の学校ホームページ掲載（内容の周知）
- ・学校評価による検証と基本方針の見直し
- ・「SNS東京ノート」を活用した情報モラル教育の推進
- ・身近な大人に相談することを学ぶ DVD 動画「SOSの出し方に関する教育」の推進
- ・全教職員がいつでも相談に応じる体制と児童への周知
- ・ふれあい月間（6・11・2月 年3回）の人権標語づくりでの人権意識の啓発

## （2）早期発見のための取組

### ●「学校いじめ対策委員会」によるいじめの確実な認知

- ① 一人一人の教職員が、気付いた全ての「いじめやいじめの疑いがある状況」を迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告する。
- ② 「学校いじめ対策委員会」は、委員会のメンバーでもある校長の指示の下に、教職員から報告があった全ての事例について事実確認の方策について協議する。
- ③ 教職員は、「学校いじめ対策委員会」の協議結果に基づき、役割分担等を行い、事案の詳細を確認するとともに、その結果を迅速に同委員会に報告する。
- ④ 「学校いじめ対策委員会」は、報告された状況について、「いじめの定義」を踏まえていじめであるかどうかを判断する。

### ●組織的な対応方針

- ・朝の健康観察や「いじめ発見のチェックシート」を用いた状況観察
- ・毎週金曜日夕方の生活指導夕会等を利用した情報共有
- ・「いじめ実態調査」の実施・分析・保管・活用  
 ※年3回の児童アンケートは、状況を多面的に、また、正確に把握するために、記名の有無、アンケートの回答方法等、画一ではなく様々な回答方法で実施する。  
 ※年3回の児童アンケート調査後には、必ず「学校いじめ対策委員会」を開催し、教員が情報を共有するとともに、対策を検討・実施する。
- ・担任やスクールカウンセラーによる児童へのアンケートの聞き取り（年間3回程度）の実施
- ・スクールカウンセラーによる全員面接の実施（5学年対象）
- ・個人面談での保護者との情報共有
- ・学校だよりや保護者会等を活用した、いじめに関する情報の早期把握
- ・定期的な外部相談機関等の周知・活用法の指導（訪問支援員やソーシャルスクールワーカー等）
- ・東村山市不登校未然防止・早期発見・早期対応マニュアルの活用

## （3）早期対応のための取組

### ①初期対応の取組

- ・教職員一人一人の気付きを大切に、軽微ないじめも見逃さない。
- ・教職員が「チーム」として、児童に積極的に関わる。
- ・毎週金曜日の生活指導夕会を活用して、全職員が情報を共有し、報告、連絡、相談体制を確実にし、

早期発見、即対応を徹底する。

#### ②被害児童への取組

- ・被害児童の訴えを共感的に受けとめ、被害児童の希望を最優先させ迅速に対応する。
- ・対応は、「チーム」として複数で実施する。
- ・スクールカウンセラー、養護教諭、専科教員、教員サポーターと連携した対応を行う。
- ・保護者への連絡と連携を、誠意をもって行う。

#### ③加害児童への取組

- ・いじめは何かがあっても許されないという指導を徹底する。
- ・担任、管理職による指導、スクールカウンセラーによるカウンセリングを活用する。
- ・いじめを行った児童保護者への連絡(情報提供)と連携。また、家庭と連携し、指導を実施する。
- ・子供への対応に先立って「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を丁寧に説明する。

#### ④周囲の児童への取組

- ・いじめは何かがあっても許されないという指導を徹底する。
- ・学校は何かがあっても児童を守るということを伝える。
- ・学年、学級での全体指導を実施し、全学級が安定した学級を運営できるようにする。

#### ⑤その他

- ・教育委員会への迅速な報告
- ・学校サポートチームとの連携
- ・保護者への連絡と連携を迅速に行う。
- ・子供への対応に先立って「学校いじめ防止基本方針」の趣旨を双方の保護者に丁寧に説明する。

#### (4) 重大事態への対処

- ・児童や保護者から申立てがあった場合は「学校いじめ対策委員会」において迅速に調査を行うなど、重大事態を見逃すことがないように努める。そのために、「重大事態」の定義を教職員が確実に理解し、共通理解のもと対応を図る。
- ・「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(令和6年8月文部科学省)に示されたチェックリストを活用し、学校いじめ対策委員会等の組織体制整備における平時からの備えについて、適切に実施できているか等の点検を行う。
- ・東村山市教育委員会への報告と連携を行うとともに、必要に応じて東村山警察署への相談や通報、東村山市子供家庭支援センター、その他関係機関等との連携を行う。
- ・被害の児童に対しては、緊急避難措置等について検討・実施し、複数の教員による当該児童の保護や情報共有の徹底を図る。また、加害の児童やその保護者も含めた指導・支援を検討し、実施する。

## 4 校内における研修体制

- ・校内研修の実施(年間12回、各職員会議・生活指導夕会時)
  - いじめの未然防止、いじめの対応、いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針
  - 生命尊重、自尊感情や自己肯定感
  - ※特に、「いじめ防止基本方針」については、全教職員が保護者等に説明できるように確実に理解する。
- ・人権尊重教育の推進と教師の指導力向上
- ・人権教育プログラム等を活用したに関する校内研究やOJT研修等による教師の人権感覚・人権意識の向上
- ・児童の発達段階に応じた人権に関する知的理解と人権感覚(知識的側面・価値的側面・態度的側面)の育成と向上
- ・生命尊重教育の充実
- ・「いじめに関する授業」の研究授業

## 5 いじめ解決の検証と改善、再発防止

いじめられた児童がいじめから完全に解放され安心して学校生活を送ることができるようになったかどうか、被害児童・保護者・関係者から聞き取りを行う。また、いじめに係る行為が見られなくなってから、3か月程度経過観察した後、学校いじめ対策委員会において、いじめ解消を判断する。また、いじめ再発防止に向けて継続して観察を行う。

※尚、本校学校いじめ防止基本方針は定期的に見直し、改善・充実を図る。

## 令和8年度 いじめに関する校内研修 実施計画

全教員対象に「いじめに関する校内研修」を年 3 回以上実施することが「いじめ防止対策推進法」により義務付けられています。萩山小では、「学校いじめ防止基本方針」に従い、研修を行います。

	日時		内容	参考資料
1	4月	職員会議	・いじめ対策委員会メンバー紹介 ・萩山小のいじめ防止基本方針 (HP へのアップロード)	・いじめ総合対策【第3次】 上巻:「いじめ防止の取組を推進する6点のポイント」 ・DVD「STOP いじめ!」「SOS の出し方に関する教育」※⇒5年生へ
2	5月	夕会	・「いじめ」の定義の確実な理解	・いじめ総合対策【第3次】 「『いじめ』の定義の正しい理解に基づく確実な認知」
3	6月	夕会	・6月 ふれあい月間 ・いじめ対策委員会の報告	・第1回いじめアンケート調査 ・ふれあい月間の取組(人権標語) ・いじめ総合対策【第3次】 上巻:「子供の様子から初期段階のいじめを素早く察知」 上巻:「全ての教職員による子供の状況把握」 上巻:「子供からの訴えを確実に受け止める体制の構築」 ・令和8年度人権教育プログラム P.130「東京都いじめ防止対策推進基本方針」
4	7月	夕会	・SCによる5年生全員面接の報告	・SCによる面接結果及び分析
5	8月	職員会議	・「いじめ」への実践的な教員の対応	・DVD「STOP いじめ!」「SOS の出し方に関する教育」※⇒教職員へ
6	9月	夕会	・未然防止 いじめを生まない環境づくり	・いじめ総合対策【第3次】 上巻:「子供が安心して生活できる学級・学校風土の創出」
7	10月	職員会議	・いじめに関する授業の提案	・いじめ総合対策【第3次】 下巻:学習プログラム「いじめをしない、させない、許さないための意識の醸成」
8	11月	夕会	・11月 ふれあい月間 ・いじめ対策委員会の報告	・第2回いじめアンケート調査 ・ふれあい月間の取組(人権標語)
9	12月	夕会	・「いじめ」の定義に基づくいじめの認知	・いじめ総合対策【第3次】 下巻:「研修 9 自己の取組を点検するレーダーチャートの活用」
10	1月	夕会	・事例研修	・いじめ総合対策【第3次】 下巻:「いじめ問題への対応事例」
11	2月	夕会	・2月 ふれあい月間 いじめ対策委員会の報告	・第3回いじめアンケート調査 ・ふれあい月間の取組(人権標語)
12	3月	夕会	・今年度の計画の振り返り ・次年度の年間計画について	・教育計画

※DVD「SOS の出し方に関する教育」は、5年生で、授業を行う。